

定例監査結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

1 監査対象、監査期間及び実施場所

監 査 対 象	監 査 期 間
産業振興部 ・産業企画課 （金屋鋳物師町交流館） ・デザイン・工芸センター ・農地林務課 ・地域振興交流課 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに執行された所掌事務事業について	令和 7 年 5 月 1 日 ） 令和 7 年 5 月 27 日
	実 施 場 所
	監査委員室

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 永 原 善 巳 水 口 清 志

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 指定管理者制度の運用状況
- (3) 工事等の執行状況
- (4) 補助金の執行状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

令和 6 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

- ・ 起業及び事業承継については、引き続き関係機関等と連携を図り、高岡まちなかスタートアップ支援施設「TASU」を効果的に活用するなど、中小事業者等に対し、必要な支援に努められたい。

[産業企画課（金屋鋳物師町交流館）]

- ・ 地域住民が安全安心な生活を送れるよう、引き続き、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮への支援や、森林が持つ水源涵養や災害防止等の公益的機能を発揮するための森林整備等に努められたい。

[農地林務課]